

令和8年4月吉日

お客様各位

高松信用金庫

「破産管財人口座等開設手数料」の変更について

平素は、格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

当金庫では、令和8年5月1日（金）より、破産管財人口座等手数料を以下のとおり変更させていただくこととなりました。

当金庫をご利用いただいているお客様におかれましては、ご迷惑をおかけいたしますが、今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手数料改定日

令和8年5月1日（金）

2. 手数料種類

破産管財人口座等手数料

○破産管財人 ○相続財産清算人(管理人) ○不在者財産管財人

3. 手数料

< 現 行 >

1件あたり 3,300円（税込）

↓

< 変更後 >

1件あたり 11,000円（税込）

※詳しくは、お取引店舗窓口または担当者までお問い合わせください。

以 上